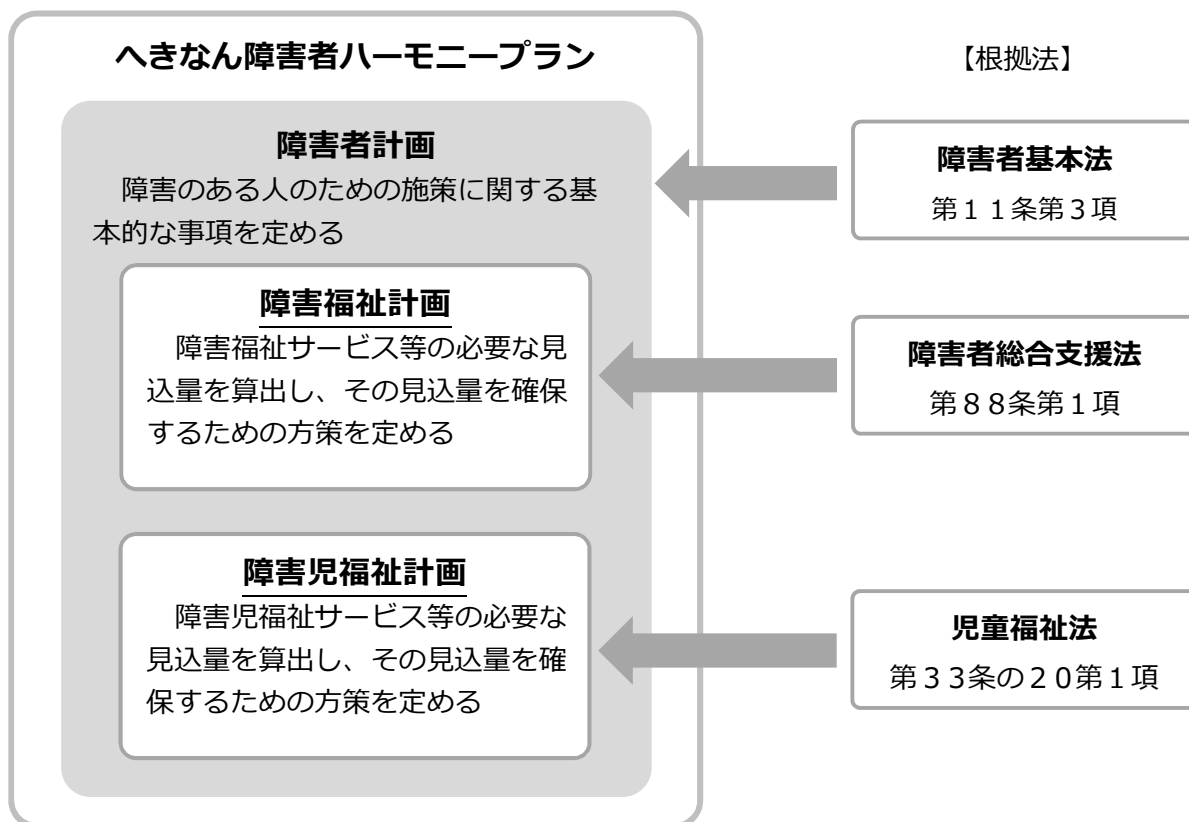


議題（４）へきなん障害者ハーモニープランの策定について

1 へきなん障害者ハーモニープランの策定趣旨

- 「**障害福祉計画**」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」です。障害福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- 「**障害児福祉計画**」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児福祉サービス等の必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めます。
- 令和3年3月に、第6期碧南市障害福祉計画及び第2期碧南市障害児福祉計画を策定しました。令和5年度に両計画の計画期間が終了することから、令和6年度を初年度とする、第7期碧南市障害福祉計画及び第3期碧南市障害児福祉計画を一体とした「へきなん障害者ハーモニープラン」を策定します。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



2 近年の障害福祉の動き

- 令和5年3月に「**障害者基本計画（第5次）**」が策定されました。方向性に「社会情勢の変化」が追記されており、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられ、「各分野に共通する横断的視点」では、情報アクセシビリティ（向上に向けた新技術の利活用）、障害のある女性、子ども及び高齢者等への配慮等の言及が追記されています。

■障害福祉に関する近年の動き

年	法律等	内容等
令和元年	障害者雇用促進法の改正	障害者の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の障害者の雇用状況の把握等
	読書バリアフリー法の施行	国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を規定
令和3年	医療的ケア児支援法の施行	国や地方公共団体が医療的ケア児の支援を行う責務を負う
	障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布	事業者に対して社会的障壁の除去に必要なかつ合理的な配慮をすることを義務付けること、国や地方公共団体の連携協力の責務を追加すること、差別を解消するための支援措置を強化すること等を規定
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の公布・施行	障害者本人が、障害の種類や程度に応じて情報を取得する手段を選択できる他に、情報を発信する際もその手段を選択できる基本理念を明記

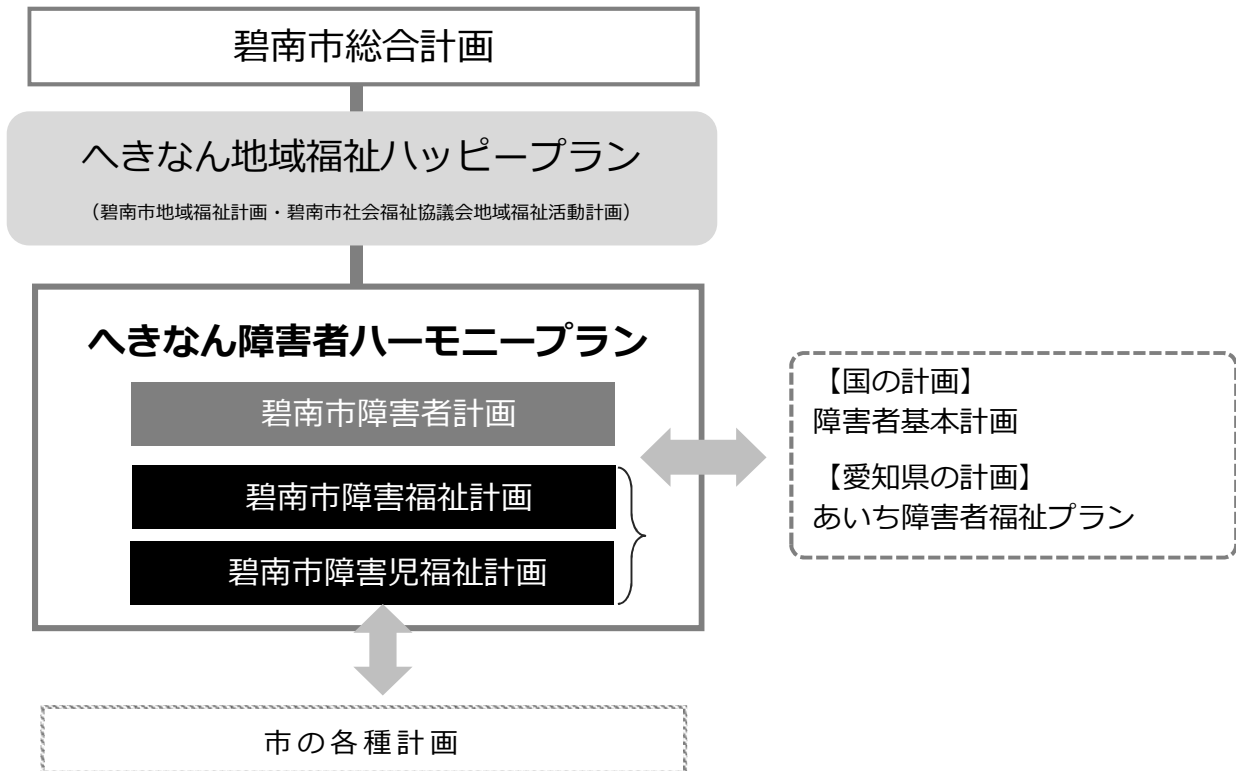
- 愛知県においては、令和3年3月に第4期愛知県障害者計画、第6期愛知県障害福祉計画及び第2期愛知県障害児福祉計画を一体とした「**あいち障害者福祉プラン 2021－2026**」を策定しています。

■あいち障害者福祉プラン 2021－2026 の基本的考え方

- 1 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- 2 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）
- 3 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります（手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進）
- 4 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- 5 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- 6 グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- 7 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- 8 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- 9 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

3 国や県の計画、市の他の計画との関係

- 「へきなん障害者ハーモニープラン（第7期碧南市障害福祉計画及び第3期碧南市障害児福祉計画）」は、上位計画である「碧南市総合計画」や「へきなん地域福祉ハッピープラン」及び「碧南市障害者計画」、その他市の関連計画との整合を図ります。
- また、国の障害者基本計画及び「あいち障害者福祉プラン（愛知県障害者計画・愛知県障害福祉計画・愛知県障害児福祉計画）」とも整合を図ります。



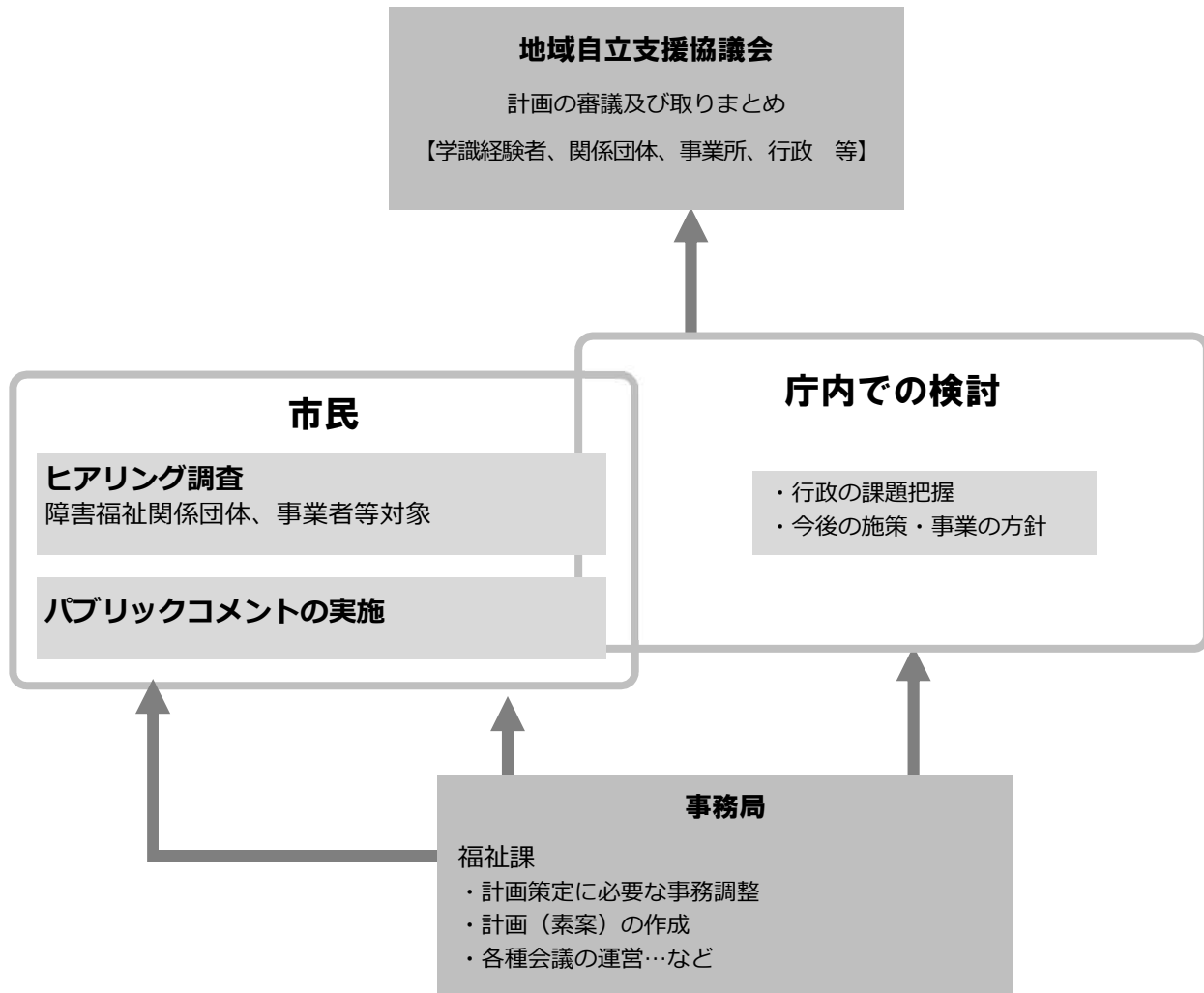
4 計画期間

- 「碧南市障害福祉計画」「碧南市障害児福祉計画」の計画期間は3年とします。また、必要に応じて見直しを行います。

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
碧南市障害福祉計画						第7期					
碧南市障害児福祉計画						第3期					
碧南市障害者計画			第3期								

5 策定体制

- 本計画策定にあたっては、幅広く障害のある人やその関係者から現状や今後の意向を把握しつつ、計画内容等を庁内で検討し、地域自立支援協議会に諮ります。



6 策定経過

障害福祉に関わる事業所、団体、学校等を対象に、障害のある人やその保護者等を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きし、「へきなん障害者ハーモニープラン（第7期碧南市障害福祉計画・第3期碧南市障害児福祉計画）」策定の基礎資料とするためにヒアリング調査を実施しました。

■調査の概要

対象者	調査期間	調査対象数		調査手法
碧南市内で活動する障害者福祉に関する団体、事業所等	令和5年5月	障害福祉サービス提供事業所	30 団体	ヒアリングシートの直接配布、直接回収
		当事者団体	16 団体	

へきなん障害者ハーモニープラン 策定スケジュール

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状把握												
市の関連計画等の整理												
現行計画の検証												
団体・事業所ヒアリングの実施												
計画骨子案の作成												
計画素案の作成												
将来推計、見込み量推計												
数値目標の検討												
パブリックコメントの実施												
計画書の編集・印刷												
計画書概要版の編集・印刷												
策定委員会(自立支援協議会)												

議題：
ヒアリング報告

議題：
骨子案
前回評価

議題：
計画素案

議題：
パブリックコメント
報告